



## i. i. imabari! デジタルプロモーション事業業務委託 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

この要領は、i. i. imabari! デジタルプロモーション事業業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 1 業務名

i. i. imabari! デジタルプロモーション事業業務

### 2 業務の内容等

#### (1) 業務概要

仕様書のとおり

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (3) 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### (4) 見積限度額

11,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

### 3 スケジュール

公告	令和6年4月11日(木)
質問票の受付締切	令和6年4月18日(木)
質問に対する回答期限	令和6年4月25日(木)
参加希望書・企画提案書等の受付締切	令和6年5月9日(木)
企画提案審査	令和6年5月中旬(予定)
審査結果通知	令和6年5月中旬(予定)
契約締結	令和6年5月下旬(予定)
業務開始	令和6年5月下旬(予定)

### 4 担当窓口

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治ブランド戦略会議事務局

(今治市産業部産業政策局 i. i. imabari! 推進課内)

電話 : 0898-36-1554(直通)

E-MAIL : iimabari@imabari-city.jp



## 5 説明会

説明会は実施しません。

## 6 提出書類及び提出部数等

### 【提出書類】

#### ①参加希望書

様式第1号（関連する「様式第2号」から「様式第4号」の書類を含む。）

#### ②企画提案書提出届

様式第6号

#### ③企画提案書

任意様式（作成要領は以下のとおり）

ア. 企画提案書はA4版で作成してください。

イ. 仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ. 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ. 仕様書に示す事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が仕様書に記載する事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

#### （留意事項）

○今治ブランド戦略会議事務局が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

○企画提案書の提出は1者につき1案とします。

○第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

#### ④参考見積書

様式第7号

### 【提出部数】

○正本1部

○副本6部

### 【提出方法等】

提出期間内に、持参又は郵送により前記4「担当窓口」へ提出してください。

## 7 参加辞退

参加希望書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに取り下げ願い書（様式第8号）を前記4「担当窓口」に持参又は郵送により提出してください。



## 8 契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するもので、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、今治ブランド戦略会議事務局との協議に基づいて実施します。よって、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。

### (1) 仕様書等の確定

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行います。契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に変更させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととします。

## 9 提出書類の取扱い

(1) 参加希望書、企画提案書その他提出された書類は、返却しません。

(2) 提出書類は、本プロポーザルの審査以外に使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、今治ブランド戦略会議事務局が必要と認める場合に、今治ブランド戦略会議事務局は契約候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

## 10 情報公開

(1) 今治ブランド戦略会議事務局は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定に準じ、請求内容を第三者に開示することができます。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とします。

(2) 次に掲げる事項について、以下ホームページにおいて公表します。

### 【公表ホームページアドレス】

<https://www.city.imabari.ehime.jp/iiimabari/>

### 【公表事項】

- ア 業務名
- イ 契約期間
- ウ 選定した提案者の名称
- エ 契約金額
- オ 選定の経緯及び結果